

## 平成 30 年西日本豪雨災害への対応について

このたびの平成 30 年西日本豪雨災害に対し、以下のような対応をすることとしたいと存じます。これは、当面の措置であり、今後も被災地の状況の変化に即応しつつ、さらなる対応や、情報提供等を行っていくことになりました。

1. 被災された会員に対する会費の免除措置を行う。  
以前の東日本大震災・熊本地震でも行われた措置と同様に今回も行う。
2. 義捐金について  
理事・評議員への義捐金募金を行う。